

アクセス認証型セキュリティ対策調査・設計業務 企画提案募集要領

1 業務の名称

アクセス認証型セキュリティ対策調査・設計業務

2 提出書類

- (1) 企画提案提出書（企画提案様式 3 号）
- (2) 企画提案書（A 4 版）・・・・・・・・・・15 部

別添「アクセス認証型セキュリティ対策調査・設計業務 企画提案書作成要領」及び「企画提案仕様書」を熟読の上作成すること。

3 選定方法及び選定数

- (1) 契約予定者の選考は、企画提案（プロポーザル）方式により選考するものとする。
- (2) 応募のあった事業者（団体等を含む）の企画提案書を「アクセス認証型セキュリティ対策調査・設計業務」企画競争実施委員会（以下「委員会」という。）において審査のうえ、1 事業者を選定する。
- (3) 応募のあった事業者が 1 事業者の場合でも、委員会による審査の結果、予め定める最低基準を満たす場合は選定対象とする。

4 応募資格要件

この企画提案に応募する事業者は次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出期限日時点において、令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿の、「情報サービス、研究・調査企画サービス業」、又は「その他サービス業」に業種が登録されている者であること。

登録方法については、札幌市公式ホームページの入札参加資格審査申請（登録申請）のページ(<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/index.html>)を参照すること。

なお、登録が必要な場合は、申請の期限等を上記の登録申請のページにてよく確認すること。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく、参加停止の措置を受けていないこと。

5 企画提案実施に係るスケジュール

- (1) 質問受付 … 4月1日（金）～4月7日（木）
- (2) 質問回答 … 4月8日（金）～4月11日（月）
- (3) 企画提案参加意思確認書の提出締切日 … 4月12日（火）
- (4) 事業の企画提案書の提出締切日 … 4月14日（木）
- (5) プレゼンテーション … 4月20日（水）
- (6) 選定事業者の発表 … 4月28日（木）
- (7) 契約締結予定日 … 5月20日（金）

6 企画競争への参加意思確認書（企画提案様式1号）

企画競争への参加を希望する事業者は下記のとおり、企画提案参加意思確認書を提出すること。

- (1) 提出期限
令和4年4月12日（火）17時まで（必着）
- (2) 提出方法
持参又は書留郵便（又はそれに準ずる送付方法）とする。（電子メール、ファクス等は不可。）
- (3) 提出先
札幌市教育委員会生涯学習部教育政策担当課
（〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル5階）
- (4) その他
提出期限までに企画提案参加意思確認書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

7 事業に関する質問受付及び回答

(1) 質問

本業務及び企画競争についての質疑等は、質問書（企画提案様式 2 号）に記載の上、提出すること。電話による質問は認めない。

ア 提出先等

(ア) 受付期間 令和 4 年 4 月 1 日（金）から 4 月 7 日（木）17 時まで

(イ) 提出先

札幌市教育委員会生涯学習部教育政策担当課

(ロ) 提出方法

原則として、電子メールとする。

メールアドレス gakkoict@city.sapporo.jp

イ 回答及び質疑の公開

回答は、原則電子メールにより随時行う。また、提出期限後に、すべての質問及び回答の概要を、4 月 11 日（月）17 時までに札幌市役所公式ホームページ（<https://www.city.sapporo.jp/>）上で公開する。

8 企画提案書

(1) 提案内容

「アクセス認証型セキュリティ対策調査・設計業務 企画提案書作成要領」のとおり

(2) 提出期限

令和 4 年 4 月 14 日（木）17 時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は書留郵便（又はそれに準ずる送付方法）とする。電子メール、ファクス等は不可

(4) 提出先

札幌市教育委員会生涯学習部教育政策担当課

（〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 5 階）

(5) 提出書類及び部数

ア 企画提案提出書（企画提案様式 3 号） 1 部

イ 企画提案書 15部

(ア) 企画提案書は、封筒（これを「内封」という。）に入れ、密封した上で本市の競争入札参加資格者名簿の登録申請に使用した印鑑による封印を押し、かつ、表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「アクセス認証型セキュリティ対策調査・設計業務 企画提案書在中」と記載すること。

(イ) 郵便により送付する場合は、二重封筒とし、外封と内封の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「アクセス認証型セキュリティ対策調査・設計業務 企画提案書在中」と記載すること。なお、企画提案書は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく信書にあたるため、送付する場合は留意すること。

(6) 提出後の変更

提出された企画提案書は、提出後の差換え、変更及び取り消しすることはできない。また、返却には応じないものとする。

(7) 無効の取扱い

提出された企画提案書は、次のいずれかに該当する場合には無効とする。

ア 応募資格のない者から企画提案書が提出された場合。

イ 本募集要領、企画提案仕様書に従って作成されていない場合

ウ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

オ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利益を得るために連合した事業者が提出した場合

(8) その他

ア 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願（企画提案様式4号）」を提出すること。

イ 企画提案書の再提出は認めない。

ウ 「取下願」の提出があった場合も、すでに提出した企画提案書は返却しない。

9 プレゼンテーション

企画提案書を期日までに提出した事業者より、委員会に対し、企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施し、採点を行う。

(1) 実施日（予定）

令和4年4月20日（水）（開始時間については別途連絡する。）

(2) 実施場所（予定）

札幌市教育委員会（札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル）

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションは、業務責任者が行うこと。また、原則として企画提案書に基づきプレゼンテーションを行い、企画提案書に記載のない事項についての説明については採点において考慮しない。

イ プレゼンテーションの参加人数は3名を上限とする。実施に当たっては、本市にてプロジェクター（HDMI 接続）を用意するので、その他必要となるパソコン等は、事業者が用意すること。

ウ プレゼンテーションの時間は、発表 20 分、質疑 15 分程度を予定する。

エ 天災等の止むを得ないと認められる理由がなく、業務責任者が、プレゼンテーションに遅刻又は欠席をした場合は、失格となる場合がある。

オ 新型コロナウイルス感染症の市内発生状況等により、WEB 会議によりプレゼンテーションを実施する可能性がある（利用するアプリケーション等の具体的な方法は、別途協議により決定する）。

10 選定審査の実施及び審査基準

(1) 委員会は、提出された企画提案書の書類審査及びプレゼンテーションについて別に定める審査要領に基づいて審査を行う。

(2) 審査は、提出された企画提案書による書類審査及びプレゼンテーションを基本とするが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

(3) 採点方法

別添「評価基準」に基づき採点する。

(4) 企画提案の審査に当たっては、最低基準点を定める。最低基準点は企画点 160 点の 5 割とする。

11 選定結果の通知等

委員会において、選定審査の結果、最低基準点を超える得点を得た事業者の中から最も高い評価を受けた 1 者を契約候補者として選定する。また、企画提案提出事業者が 1

者であっても、最低基準点を超過している場合は、契約候補者とする。なお、全事業者が最低基準点以下であった場合は契約候補者の選定を行わない。

選定した事業者については決定通知を、落選した事業者には落選通知を送付する。

(1) 通知日（予定）

令和4年4月28日（木）

(2) 選定結果についての疑義の申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（土日・祝日を除く。）以内に、書面により自らの評価について疑義の申立てをすることができる。ただし、持参により提出するものとし、送付や電送によるものは受け付けない。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、書面により回答する。

ウ 疑義の申立ての提出先及び受付時間は次のとおりとする。

提出先：上記8に同じ

受付時間：8時45分から17時15分（土日・祝日を除く。）

12 本市情報システム開発案件の受注禁止

本業務の受託者には、本業務にて設計する学校ネットワーク構築に係る情報システム開発案件の受注を禁止するので留意すること。

13 契約

(1) 契約方法

委員会において選定された契約候補者と札幌市との間で、企画提案内容を基に協議を行い、協議が整った場合に、契約候補者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結する。

契約候補者との協議が不調に終わった場合や、下記14(1)の事項に該当する場合は、委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(2) 契約条項

別添「契約書（案）」のとおり

14 その他

(1) 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

(2) 企画提案書の著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(4) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画競争を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画競争の実施を延期又は取り止めることがある。

(5) 委託業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、委託業務の性質上、札幌市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。本提案中において、再委託にて実施を予定しているものがあれば、その内容及び予定している

再委託先を明確にして提案すること。

- (6) 応募者は、本企画提案募集要領ほか関係書類について疑義がある場合は、上記 7 により質問することができるが、企画提案書を提出した後にこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。